

傷病者記録票活用方法手引き

導入

1. 別紙【記入例】に沿って、傷病者記録票に記入し、救急隊へ渡して下さい。
2. 傷病者記録票(以下記録票と言う)に記入し救急隊に渡すことが、早期医療機関への搬送につながり、命のりレーに大きく影響することを理解して救護活動にあたって下さい。
3. 記録票への記入は、可能な範囲で構いませんが、一項目でも良いので、一つでも多く記入し残すことが以後の検証につながり、救護活動自体と同じかそれ以上の価値ある行動となります。できる限りすべての項目を記入する努力をして下さい。
4. ただし、記録することに専念しすぎて、肝心の救護を怠って良いものではありません。救護、通報、記録の優先順位から逸脱はしないで下さい。

活用方法

1. 記録票の1枚目を救急隊に渡して下さい。
2. 記録票の3枚目を協会事務局へ、事案の都度提出(郵送, FAX, メール添付)して下さい。郵送の場合は着払いにてお送り下さい。
3. 救急隊に1枚目の記録票を渡した後、協会事務局へ提出分の3枚目に新たに情報等を記入する際は『赤ボールペン』で記入し、追記した旨がわかるようにして下さい。
4. 記録票の2枚目は要救助者の忘れ物などがあつた場合の連絡手段として活用できますが、必要が無い場合は、各クラブにて責任を持って処分願います。
 - ・ 個人情報が多く含まれていますので処分の際はシュレッダー等を必ず活用して下さい。
 - ・ クラブ保管する場合は、個人情報漏洩、紛失などトラブルに発展しても、当協会は一切責任を負いかねます。

備考

1. 協会に提出して頂いた記録票の保管期限は事案から5年とし、保管期限過ぎたものはシュレッダーを用いて処分します。
2. 記録票の記入及び協会事務局への提出は、119番通報し救急隊が現着した全ての事案に該当し、本人が搬送を辞退した場合にあつても記入し、上記活用方法に沿って確実に提出して下さい。
3. 提出して頂いた記録票の事案について、日本ライフセービング協会から各浜、各クラブへ問合せをさせて頂く場合があります。ご理解下さい。
4. 提出して頂いた記録票は、分析、集計を行い、予後社会復帰に至ったか等、ライフセービング活動の意義を検証し、各浜、各クラブ、会員にフィードバックしていきます。

郵送先

郵便番号: 105-0013
東京都港区浜松町2-1-18
特定非営利活動法人 日本ライフセービング協会 (担当:中山)
溺水防止救助救命本部 宛
FAX 番号: 03-3459-1446
E-mail アドレス: patrol@jla.gr.jp

